

「高知県南海トラフ地震応急対策活動要領（令和4年3月）」改定の概要

高知県南海トラフ地震応急対策活動要領について

南海トラフ地震発生後の災害対策本部・支部の業務や、各所属の業務継続の視点を踏まえた応急対策業務のあり方、被災下の参集方法など職員がとるべき行動についてタイムライン（時系列の行動計画表）を定め、すべての職員があらかじめ十分に理解することで、来るべき南海トラフ地震に県庁組織として備えるために策定したもので（平成25年度策定）。平成29年度には、訓練を通じた検証により洗い出した課題や、平成28年の熊本地震の教訓、国の動向なども踏まえ、活動要領を改定。

令和3年度改定のポイント

- ・令和元年5月から気象庁において提供が開始された「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応を追加する。
- ・南海トラフ地震対策行動計画など各種計画における対策との整合を図る。
- ・新型コロナウイルスなどの感染症と地震が同時発生した場合の対応等を追加する。

主な改定項目

- | | | |
|--|--------------------------|-------------|
| ① 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応の整理
－臨時情報発表から参集、初動対応に係るフローや全所属で対応する共通項目について新たに記載 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ・第1編 P10～13 |
| ② 各所属での応急対策業務、優先する通常業務を再整理
－前回改定からこれまでの機構改革等を踏まえ、各所属の応急対策業務を最新版へ見直し | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ・第2編 全般 |
| ③ 各庁舎の実態調査、代替施設の再整理
－前回改定からこれまでの改修状況等を踏まえ、災害対策本部・支部等を設置する施設における非常時の活動体制を見直し | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ・第1編 P45～54 |
| ④ 支部や総合防災拠点の運営マニュアル等の反映
－最新の災害対策支部マニュアル等との整合を図る | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ・第2編 P19ほか |
| ⑤ 新型コロナウイルス等の感染症を踏まえた見直し
－災害時における基本的な感染症の拡大防止対策等を新たに記載 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ・第1編 P44 |
| ⑥ 災害時に活用する協定等を反映（前回改定以降の新協定） | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ・第2編 全般 |

（※）職員参集ルールの再整理

－R2に実施した職員参集訓練による課題（津波浸水想定区域内居住職員の参集ルールの更なる明確化、居住地を考慮した参集場所の選定など）を踏まえ、発災時における職員の参集方法・場所の考え方についてあらためて再整理した参集ルール（案）を作成し、R3職員参集訓練での検証結果を踏まえたルール見直しを予定

1/21予定の参集訓練の中止に伴い、参集ルール（案）の検証が困難
⇒R4に参集訓練を実施し、参集ルール（案）を検証したうえで、
あらためてルールの見直しを図る予定
⇒災害対応の長期化を見据えた災害対策本部事務局の交代制についても記載を検討